

心身障害者扶養保険制度の改正について (情報提供)

皆様にお知らせいたします。

厚生労働省では、5月に「心身障害者扶養保険検討委員会」を設けて検討していましたが、同委員会は去る9月25日制度の見直しについて検討結果をまとめ報告書を提出しました。

報告書では、「今後も制度を継続し、長期にわたり安定的で持続可能な制度となるよう見直すべきである。」と結論が出されています。

厚生労働省は、その報告をもとに、平成20年4月から新制度に移行する方向で各自治体に条例改正などの働きかけをしていますのでその内容を紹介します。

ここでは、年金給付原資の不足に配慮して、今までの年金給付を補うために国と自治体がそれぞれ年間46億円の公費を投入してきたものを更に2050年まで引き続き投入することとしています。

これと合わせて、この制度は私保険であること、加入者の相互扶助の精神に基づく保険料をもって運営するという制度の仕組みを踏まえ、この制度を将来に亘って持続する観点から、保険数理に基づいて保険料水準を見直し、引き上げることになります。ただし、既加入者には、大幅な増額とならないように一定の配慮を行うことされています。

以下に通達及び改正の内容を掲載いたしましたのでご覧ください。